

お知らせ（令和2年10月26日）
 阪神国際港湾株式会社

フェリー事業に対する運航継続のための支援の実施について

◆趣旨

阪神港に就航している内航フェリーは、人流・物流を担う重要な交通インフラとして機能しているほか、災害時の人・物資の緊急輸送を担う等、人流・物流の多重化の意味でも重要な輸送モードです。

今般の新型コロナウイルス感染症により、フェリー事業は旅客需要の大幅減少等の影響を受けており、今後多くの利用者の皆さまに安心してご利用いただけるよう、各フェリー事業者が感染症対策を十分実施し、フェリーが「with コロナ」に即した安全な輸送モードであることを知っていただくことが重要です。

当社として、港湾管理者等との共同事業として、フェリー事業の重要性を踏まえ、阪神港に就航するフェリー事業者が「with コロナ」時代に公共性の高い運輸モードとして事業継続を図ることが出来るよう、下記の支援に取り組みます。

◆支援内容

<支援対象費用の範囲>

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による、フェリー事業に対する風評被害の払しょくや安全性のPRに関連する事業に要する経費。

○ 支援対象となる経費の例	× 支援対象とならない経費の例
阪神港の魅力等を発信しつつ、風評被害の払しょくや安全性のPR等を行う際の ・ポスター、Webサイト等制作費用 ・映像広告等の制作・放映費用 ・イベントやモニターツアー等の開催に要する費用 ・宣伝に必要な外部人材の費用 ・ダイレクトメールの作成・郵送費用 等	・経常的に発生する人件費 ・船費、燃料潤滑油費、備船料等の船舶運航経費 ・租税公課（消費税及び地方消費税を含む） ・船内設備やインフラ等のハード整備に係る費用 等

<対象事業者>

- ・大阪市又は神戸市内に事業所を構え、阪神港を発着する航路に就航するフェリー事業者

※「フェリー事業者」とは、海上運送法第3条の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受け、自動車航送船を用いて船舶運航事業を営む者をいう。

<支援額>

- ・支援対象費用の4分の3（ただし、1事業者あたり上限5,000千円）

<対象期間>

- ・令和2年10月～令和3年2月末

なお、神戸港へ就航するフェリー事業者への支援については、本日神戸市からもプレスリリースしております。

◆お問い合わせ先

阪神国際港湾株式会社(HP：<https://hanshinport.co.jp/>)

企画部企画課 小嶋・宮下 078-855-2894

(神戸) 神戸事業部 埠頭運営課 中村・安部 078-855-3341

(大阪) 大阪事業本部 松井・田野 06-6615-7227

〒651-0087 神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館20階